

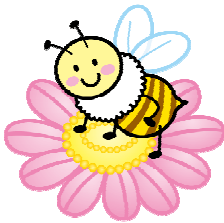


平成23年度  
1号

4月21日 (木曜日) 給与支給日  
( 4月19日 ) 配布

花川中学校  
事務職員

注意されますように願います。



- 給与は正しく支給されていますか?。 北海道独自削減進行中
- 手当は正しく支給されていますか?。 通勤・住居・教員特別など
- 通勤方法は変わっていませんか?。 転入の人は来月に二ヶ月分
- 住居の変更はありませんか?。 自宅には手当はありません。  
転入で借家は来月に二ヶ月分
- 部活動手当の回数は間違いありませんか?。 休日で4時間以上  
1日に付き、2,400円

行ってらっしゃい、古の都へ 4/23(土)~25(月)

修学旅行の配置基準単価表・・・平成23年度			
中学校	離島以外		上限
日程	3泊4日	全行程	1,200km 67,900円

今回の修学旅行 新千歳から京都までで1,400kmを超えますので、上限は67,900円となります。←全部出るわけじゃないです。(上限以上費用がかかっても支給されません。)ただし、交通費、宿泊料は実費支給。±0  
 日当 2,200円×3日=6,600円  
 日当で昼食代、移動運賃分等を支出。超過分は支給されません。



※交通費+宿泊料+日当+夕食代が別の場合=支給額

本年度は生徒集金分同額としてほぼ60,000円出るかどうかでしょう。

**教員特殊業務手当第2号** 修学旅行・宿泊学習(学校が計画、実施するものに限る)において、引率して、指導業務で泊を伴うもの

1日3,400円 8時間程度(就寝時間等は含まない)業務に従事したこと。

なお、管理職には適応されません。  
 同じ業務を行っても支給されない人もいますのです。  
 知っています。

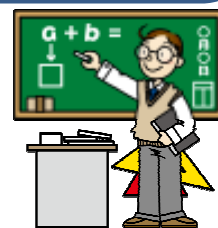
意見は色々出ています。**反対・賛成**  
手当と言えは！！ 子ども手当は、10月以降廃止の方向へ  
復興財源を優先

政府は、復興財源確保のために子ども手当を廃する方向へ。10月以降は恒久法の児童手当法に基づき、所得制限のある児童手当が自動的に復活する。

(厚生労働大臣はつなぎ内容を前提として続けていくべきと述べてはいる)

## 子ども手当受給事由消滅届の提出

平成7年4月2日から平成8年4月1日までの間に生まれた子どもは、平成23年3月31日をもって、15歳に達した日の属する年度が終了したことになりますので書類の提出を忘れずに。



## 一般の小中学校の教育職給料号俸について

2級 149号俸で打ち止め ← ご存じだとは思いますが。

しかし、再任用職員になると、999号俸となります。

ただし、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、寒冷地手当等生活関連手当は支給されません。

通勤手当、特殊勤務手当等は支給されます。

## 15日に行われました石狩市教育振興会総会、 出席された方々は、外勤簿に記入しましたよね。

会議等で勤務場所を離れるときは、外勤簿、出張命令簿にて、校長の承認を受けてからでなければ駄目です。

外勤簿、出勤簿は、各個人ごとの休暇等処理簿に入っています。





平成23年度  
2号

5月20日（金曜日） 給与支給日  
（ 5月18日 ） 配布

花川中学校  
事務職員

**連絡**

子ども手当に係る「現況届」の提出について

平成23年10月以降の子ども手当の取扱いについて、今後検討が行われることが見込まれるため、暫定的なつなぎ期間である平成23年6月においては、子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第27条及び子ども手当事務取扱要領（平成22年4月27日付け教育長決定）第6条に規定する「現況届」については、提出の必要はありません。

**特殊勤務(非月額)**

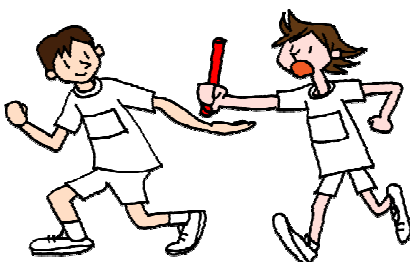
修学旅行引率 2号業務 1日当たり3,400円  
4号業務 4時間以上(土、日、祝日) 1日当たり2,400円  
教育業務連絡指導手当 1日当たり200円

特殊勤務(非月額)の金額について、間違いがないかどうか確認して下さい。

**4 検査の方法及び内容**

平成24年度教員採用候補者  
選考検査

新聞に載っていたので読んだとは思いますが、このようになりました。



区分	対象				1次免除者	内 容		
	一般	地域枠	特別選考 高校生・芸術	社会人				
第1次検査	教養検査 (一般・教職) (マークシート式)	○注1	免除	免除	○	免除	・一般教養は自然科学、社会科学及び人文科学について、教職教養は学校教育関係の法規及び教育原理、教育心理、道徳教育等について、教員として必要な知識や理解をみる。	
	専門検査(I) (マークシート式)	○	○	免除	○	注2	・受検する学校の種類及び教科(科目)並びに養護教諭及び栄養教諭それぞれに応じた専門的知識並びに学習指導要領に関する知識や理解をみる。 ・特別支援学校教諭については、小学校、中学校、高等学校教科別及び自立活動(肢体不自由)の専門的知識や理解をみる。	
	専門検査(II) (マークシート式)	○	—	免除	○	注3	免除	・特別支援学校教諭について、特別支援学校教育の全般にわたる基礎的な知識や理解をみる。
	適性検査(I)・(II) 論文検査	—	—	—	—	—	—	800字以内
第2次検査	教科等指導法検査 (記述式)	○	○	○	○	—	・受検する学校の種類及び教科(科目)並びに養護教諭及び栄養教諭それぞれに応じた指導法についての理解をみる。	
	面接検査 個別面接	○	○	○	○	○	(1) 一般面接 (2) 模擬授業(ただし、養護教諭は場面指導)	
	面接検査 集団面接	○	○	○	○	○	協議題に基づく討議及び各々2分間のスピーチ(討議のまとめ等)	
	実技検査						リスニング検査 小学校外国語活動に係る英語のコミュニケーション能力等をみる。 ピアノ演奏 (1) バイエルピアノ教則本72番から106番まで(ただし、86番及び87番を除く。)の曲の中から1曲を自由に選択して演奏する。 (2) 小学校歌唱共通教材の中から検査時に示された曲の主旋律に簡単な伴奏を付けて歌いながら演奏する。 体育 水泳(25m-泳法はクロール、平泳ぎ及び背泳のうち1種類)、ボール運動(ジグザグドリブル)	
検査	保健体育 (中・高・特)						水泳(50m-泳法はクロール)、マット運動(倒立、前転、後転、側方倒立回転等の連続技)、球技(バレーボール-直上トス、バスケットボール-ドリブルシュート)	
	音楽 (中・高・特)						ピアノ演奏 (中学校の歌唱教材程度の曲を、検査時に示された調に移調し簡単な伴奏を付けて演奏する。) 視 唱 (16小節程度の旋律を初見視唱する。)	
	英語 (中・高・特)						日常的なことの自由会話と英文を読んで内容について答える。	

注) 1 一般選考(地域枠)受検者は、レポートの提出を要件として教養検査を免除します。  
2 社会人特別選考受検者で資格(技能)証明書及び実務経験に係る職歴証明書等により受検資格の確認を受けたものは「専門検査(I)」を免除します。  
3 社会人特別選考(特別支援学校自立活動)受検者で上記2の確認を受けたものは、「専門検査(I)」のほか、「専門検査(II)」を免除します。



平成23年度  
3号

6月21日 (火曜日) 給与支給日  
( 6月20日 ) 配布

花川中学校  
事務職員

平成23年度教職員旅費の配分について、連絡致します。 昨年度よりも減額されています。

旅費内訳	年間配分額
I 学校管理運営旅費 (うち事務職員分)	86,500 (10,700円/人)
II 生徒指導旅費	9,000
III 校外学習指導旅費	8,400
IV 修学旅行引率旅費	589,600
V 校内研修費	24,794
VI 教職員研修	33,270

追加はある予定

一学年現地学習分(年間全額配分)

} 年間配分の50%

**6月1日より、旅費についても教職員事務センターに移行しました。**  
教育局で扱うのは、今年度に関しては人事関係と期末勤勉手当関係です。

新聞報道でお分かりのことと思いますが、国家公務員の月給10～5%削減、震災財源で政府と連合系の公務員労働組合連絡会は月給を役職に応じて、ボーナスは一律10%をそれぞれカットすることで合意し、7月分給与から減額し、2013年までの時限措置。

民間との給与格差を人事院が勧告是正する方式を廃止し、給与を労使交渉で決める協約締結権を公務員に付与することも合意。 **国家公務員で終わるかどうか問題。**

地方公務員にも協約締結権付与を与えることなどを盛り込んだ総務省が改革原案を国会に提出する方針。

人事院勧告に基づき給与などの労働条件を決定する現行制度は廃止する。

### 厚生労働省の子ども手当についてより

子ども手当は引き続き支給されます。平成23年4月から9月までの6ヶ月間これまでと同じ月額13,000円で引き続き支給されることになりました。

支給対象となる子ども 0歳から中学校卒業まで

支給月 平成23年6月(平成23年2月分から5月分) 該当者は確認を！！

平成23年10月(平成23年6月分から9月分)

平成23年6月の現況届の提出は不要です。

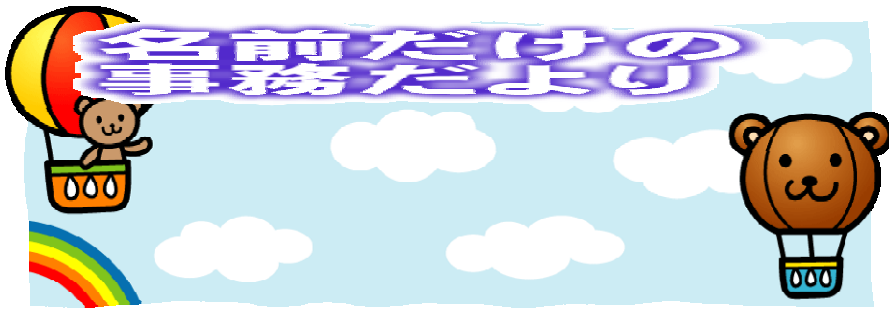
ただし、10月に届出・申請などが必要となることがあります。

平成23年度市町村民税・道民税

通知書同封確認されたし。

今月の給与から平成23年度分が控除されます。

非常勤職員、臨時的任用職員(期限付職員等)プラス  
再任用職員は住民税は控除できません。通知書なし。



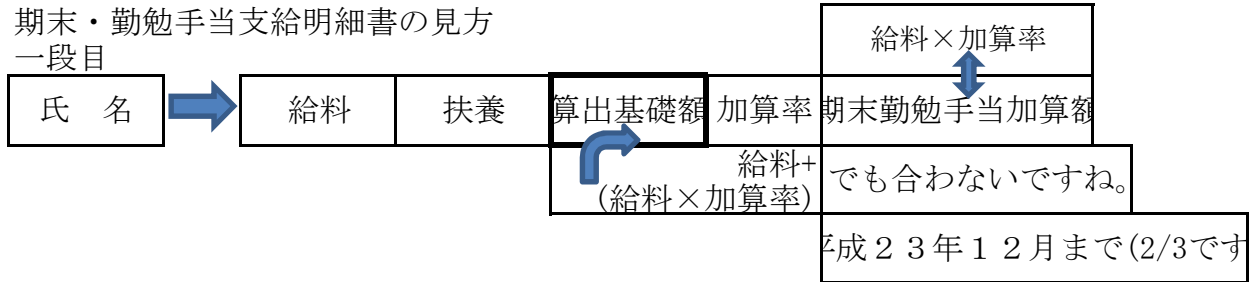
平成23年度 6月30日（木曜日）手当支給日  
4号 （6月28日）配布

花川中学校  
事務職員

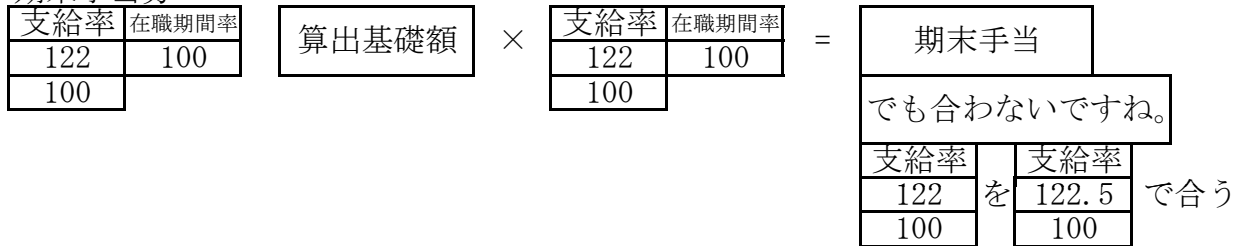
平成23年6月1日を施行日として給与口座振替要領の一部改正により、給与機関の証明  
よらず、通帳の写しにより確認することになりました。

**金融機関をかえる人は、36報告書に通帳の写しを付けるということです。**

期末・勤勉手当支給明細書の見方  
一段目



期末手当分



勤勉手当分

成績率をかけるのでます。校長さんからいわれた区分

成績率

成績区分	成績率	
	一般職員	再任用職員
特に優秀 A	100分の79	—
優秀 B	100分の72.5	—
良好 C	100分の66	100分の32.5
良好でない D		
戒告の処分を受けた場合	100分の52	100分の28
減給の処分を受けた場合	100分の43	100分の23
停職の処分を受けた場合	100分の33	100分の18.5
訓告その他の矯正措置	100分の56.5	100分の30.5
無断欠勤		
勤務成績が良好でないことを示す 明白な事実が見られた場合	100分の61	100分の30.5

二段目

支給計	税率	最高は14 最低は0.2
-----	----	--------------

共済短期 合計額×0.03492  
共済長期 合計額×0.07754  
共済介護 合計額×0.00419  
1,000円未満切捨



平成23年度 8月19日（金曜日）給与支給日 花川中学校  
 6号 （8月18日）配布 事務職員  
 まだまだ暑い日が続きますので、体調不良にならないようにしましょう。  
 今月の給料について、一名のみ期末手当、勤勉手当に追給が入っています。パチパチパチ

学校職員の懲戒処分について

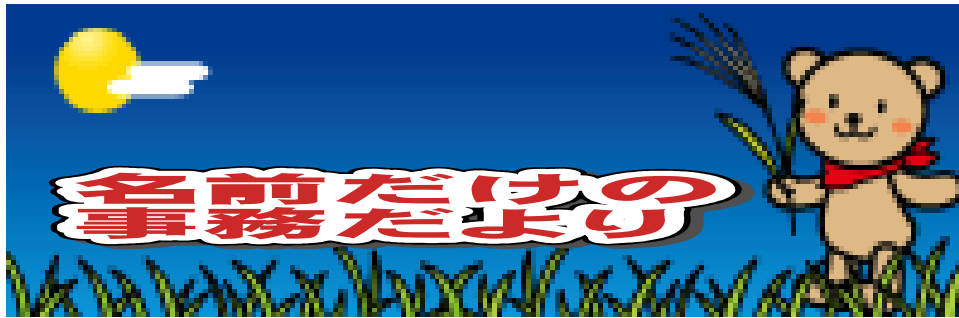
北 海 道 教 育 委 員 会  
 平 成 2 3 年 8 月 1 0 日 付  
 担 当 総務政策局総務課人事グループ 内線35-103  
 総務政策局教職員課人事法規グループ 内線35-227

相互監視  
 の必要が  
 言われて  
 いる。

被 処 分 者	処分内容	事 案 の 概 要
	懲戒免職 (金銭事故)	
	戒 告 (監督責任)	
	戒 告 (職務義務違反)	
	戒 告 (監督責任)	
	戒 告 (監督責任)	
	戒 告 (監督責任)	
	戒 告 (監督責任)	

新聞報道  
 では、勤  
 務してい  
 ます。  
 です。

これだけの管理職が、管理不行き届きで処分を



平成23年度  
7号

9月21日（水曜日） 給与支給日  
（ 9月20日 ） 配布

花川中学校  
事務職員

石狩市公立小中学校事務職員第24回学校間連携会議資料より

市の配当消耗品における、各学校印刷関連支出の状況 昨年度分

学校名	プリンタインク トナー使用料	印刷機インク・ マスター使用料	コピー機使用 料	用紙代	消耗品費に対 する割合	前年の 割合	前々年 の割合
石狩小						53.00%	42.50%
花川小						61.00%	63.50%
生振小	120,212	132,630	157,484	177,061	53.00%	59.00%	62.11%
南線小	475,673	765,660	336,551	587,264	64.02%	67.30%	58.30%
双葉小	170,940	420,561	133,760	358,267	56.58%	61.60%	61.76%
花川南小						65.00%	67.00%
紅南小	194,040	533,505	231,214	335,106	64.37%	67.78%	76.97%
八幡小	185,352	209,500	71,787	104,679	45.40%	46.97%	58.60%
緑苑台小	196,083	488,979	205,884	452,612	67.40%	63.00%	58.40%
厚田小	138,915	89,775	185,622	87,974	54.30%	56.70%	46.00%
望来小	113,072	39,900	164,681	37,055	51.03%	53.80%	47.40%
聚富小中	212,100	231,000	279,461	148,624	44.40%	60.00%	62.30%
浜益小	13,457	127,725	239,127	72,376	46.60%	46.10%	48.70%
石狩中	153,006	458,167	138,899	190,385	65.99%	64.10%	56.09%
花川中	217,371	<b>702,974</b>	321,419	<b>475,323</b>	<b>77.24%</b>	<b>74.42%</b>	66.11%
今年度分	131,250	187,425	144,525	294,737	757,937	<b>71.49%</b>	
花川南中	79,175	470,925	103,624	310,564	45.10%	46.90%	53.70%
花川北中	<b>326,025</b>	562,380	187,685	431,865	71.60%	66.60%	70.30%
樽川中	56,175	646,693	<b>345,612</b>	401,829	60.32%	62.77%	65.72%
厚田中	189,220	78,750	280,392	94,295	58.16%	63.80%	53.40%
聚富中(小に合算)							
浜益中	50,376	111,300	295,794	103,258	51.70%	50.73%	54.00%

※双葉小「前々年」の数字は、若葉小学校の実績。

※石狩小・花川小・花川南小の今年度のデータは不明。

ちっとも嬉しくない  
二年連続でダントツで一位  
どうなっているの。!!!

今年度のデータについては、8月31日現在の状況です。

消耗品に対する割合部分が現在までの執行済の数字です。

パーセンテージの部分は、現在までの執行に対して全体の執行済の数字を割ったものです。

まだまだ続くので裏面にもあります。

コピー機使用料

## 株式会社リコーよりリモート診断結果

8月29日現在コピー使用状況				累計	誰なのだ
A 4	B 4	B 5	A 3	A 5	
119,620 枚	23,392 枚	21,391 枚	18,947 枚	19 枚	
両面カウント	ADFカウント	ソーターカウント	ステープルカウント	手差し枚数	
16,890 枚	48,220 枚	11,850 枚	-	2,770 枚	



B5 21,391枚×3.99円

85,390円＋消費税

＝89,657円 せめてB4でコピーしていたなら！

一枚だからではないと思いますが、コピー機使用の全てのデータは残り、どう使ったか分かりますよ。。

コピー使用だけでも、この状況です。  
一枚だけ、忙しいからが全体に迷惑をかけていることを認識してください。

A 4 を二枚並べて A 3 にするか、A 4 両面印刷するなどの工夫を。  
B 5 一枚コピーも A 3 一枚コピーも、同じカウンター料がかかります。  
用紙代は当然、別です。

知ってのとおり、樽川中は本校よりも規模大きいのですよ。  
花川南中に聞きましたところ、B 5 はもとより、A 4 も買っていない。  
A 3 と B 4 だけの購入です。印刷してから裁断しているそうです。  
そうした場合は、自分も苦しいですが。



### 該当者 注意

10月1日以降、子ども手当再申請が必要になることが決定。  
3月までに申請すれば遡及措置あり。

10月1日以降に転居した場合は適用無し。その都度申請。

給食費などの手当から天引きは、保護者から同意があれば過去の滞納分も徴収できるとした。  
天引きに関しては、保護者の同意があれば給食費や保育料、修学旅行費、教材費も対象に含める。

しかしながら現実には、石狩市が教材を対象として徴収するかは不明である。

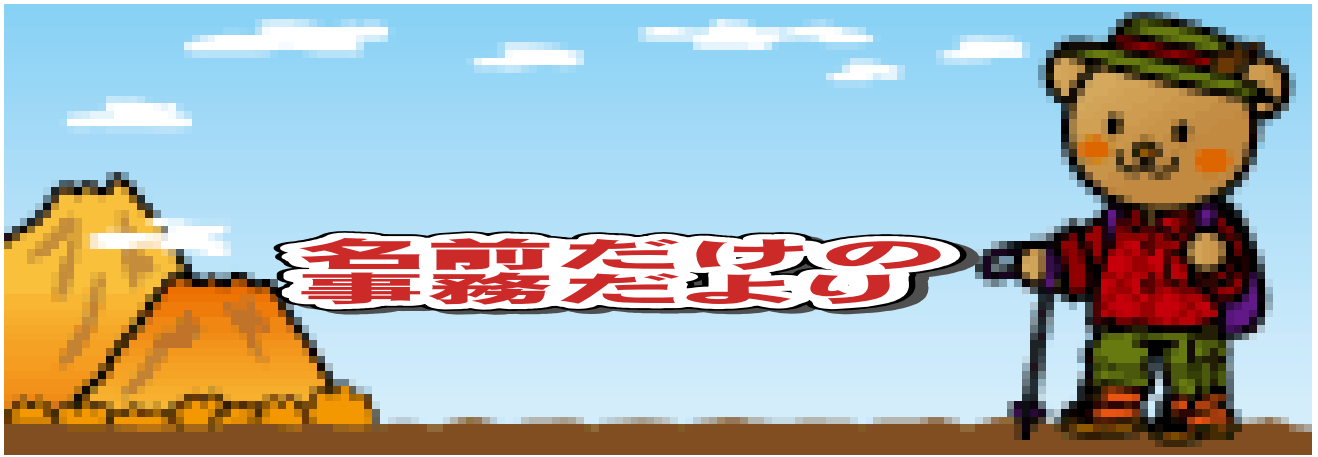
## 公務員の月給、下げ勧告の公算 高齢層職員増で・・・人事院

人事院が今月下旬に国会と内閣に対し行う国家公務員給与の改定勧告で、月給が引き下げになる公算が大きいことが分かった。

公務員の月給が民間を数百円上回る見通しとなったため、ボーナスについては集計中で、月給とボーナスを足した国家公務員の平均年収の増減がどうなるかはまだ明らかではない。

**高齢層を中心とした月給引き下げが行われる可能性がある。**





平成23年度  
8号

10月21日（金曜日） 給与支給日  
( 10月19日 ) 配布

花川中学校  
事務職員

石教研二次集会(専門部会)参加の方は、復命書を忘れずに。  
**理科(中)に参加の方は、不要です。**

寒冷地手当 11月から3月に支給されます。

所 属	職員番号	氏 名
712361	777777	〇〇〇〇〇〇 X, Y, Z

世帯主X 準世帯主Y  
非世帯主Z 後の数字は期末勤勉関係

確認して変更のある人は手続をしてください。

**世帯区分に変更のない人は申請は不要です。**

**再任用職員には寒冷地手当はありません。**

保険料控除申告書。提出は11月1日(火曜日)です。全員が提出です。

保険会社からの証明書類はまだ来ておりません。20日発送予定 個人年金関係は特に注意  
準備しておいてください。昨年度分は、あくまで昨年の例です。そのまま写さないように。

子ども手当

10月から「子ども手当」が変わります。申請をお忘れなく！！

(これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、**全ての方が申請**が必要です。)

手当の月額(平成23年10月分～平成24年3月分)

- ・ 0歳～3歳未満 : 15,000円(一律)
- ・ 3歳～小学校修了前 : 10,000円(第3子以降は15,000円)
- ・ 中 学 生 : 15,000円(一律)

また、これまでと支給対象となる方が変わる場合があります。

用紙と一緒に添付していますので、速やかな手続をしてください。

世帯全員の住民票の写し(市町村が発行する書類 1通)

公務員給与、三年連続マイナス＝平成25年度から定年延長一人事院勧告

月給0.23%引き下げ

期末・勤勉手当は現行の3.95%に据え置き

40代以上対象に基本給を定める俸給表を引き下げる。

説明は裏面

公的年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて、平成25年度から平成37年度に向けて、定年を段階的に65歳まで引き上げることが適当。

民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の70%水準に設定  
能力・実績に基づく人事管理の徹底、当面役職定年制の導入により組織活力を維持  
短時間勤務制の導入や節目節目での意見聴取等を通じ、60歳超の多様な働き方を実現

#### 公的年金支給開始年齢の引き上げスケジュール

～平成24年度	平成25年度	平成37年度
60歳	61歳	65歳

平成25年度以降、60歳から無収入となる期間が発生

#### 段階的な定年延長スケジュール



しかし、新聞報道ではさらに年金支給対象を68歳から70歳に支給の検討ともありました。

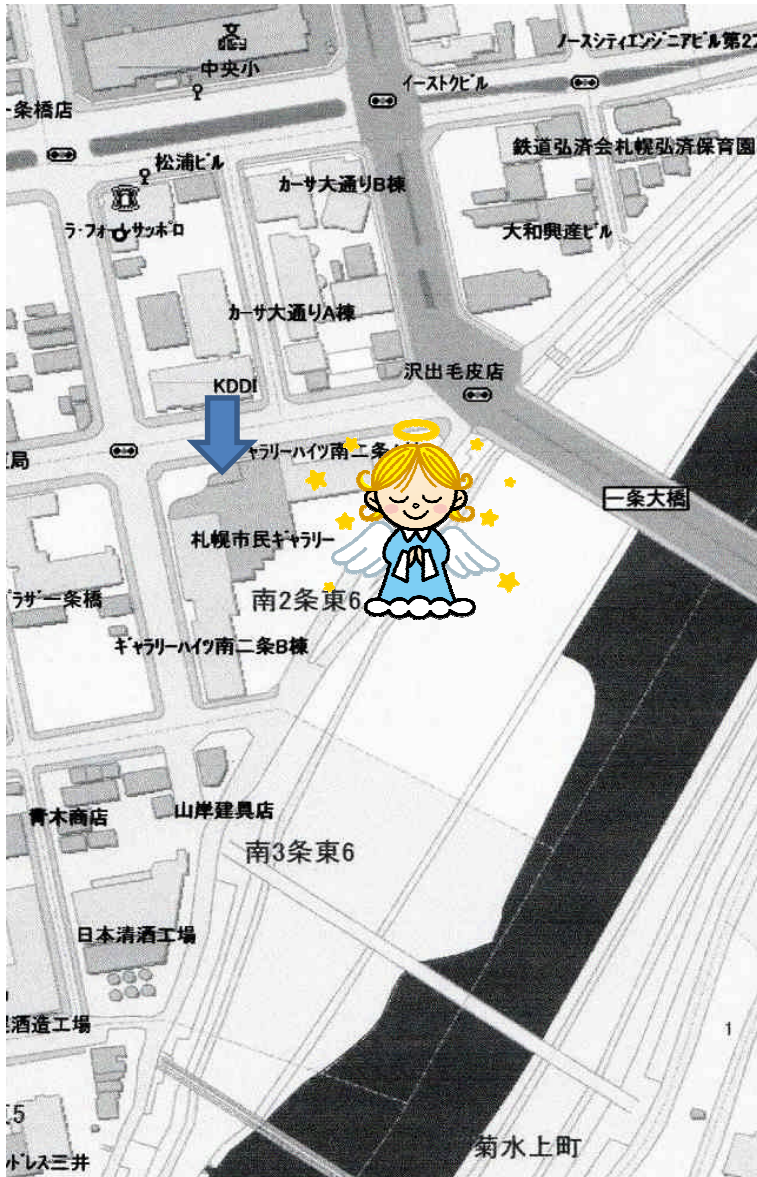
### 人勧見送りか、定年制延長は？

18日付、政府は国家公務員給与の0.23%引き下げを盛り込んだ2011年度の人事院勧告(人勧)について、実施を見送る方向で調整に入った。13年度末まで期間限定で平均7.8%引き下げる特例法案を既に国会に提出しており、削減幅の大きい同法案の成立を優先する。



平成23年度 12月21日（水曜日） 給与支給日 大正100年目でした。 花川中学校  
 10号 (12月19日) 配布 事務職員  
 平成24年1月7日(土曜日)から11日(水曜日)まで 札幌市民ギャラリー 残り 3  
 午前10時00分から午後5時00分まで  
 最終日のみ午後3時00分まで 札幌市中央区南2条東6丁目

教職員美術展 本校の伊藤正清教諭の作品が  
 展示されます。



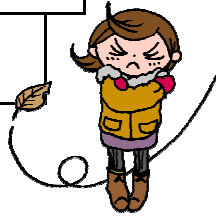
作品名  
 ち ふしぎなかた  
 暇を作って見学に行きま



地方移動展  
 砂川市地域交流センターゆう  
 H24. 2. 10~2. 16

## 年末調整の結果

所属	職員番号	職名	氏名
712361	738823	4989	ホッカイドウジン
省略			
所得税	住民税		
-88,000	55,500		



この欄がマイナスの人は1月から12月までの税金が納め過ぎていますので、差額分が戻ってきています。

### 改正

石狩市立小学校及び中学校における事務主幹の命課基準に関する取扱いについて  
(平成23年10月1日教育長決定)

市町村立の小学校及び中学校の事務主幹の命課に関する取扱い第3第1項第3号関係  
市町村立の小学校及び中学校の事務主幹の命課に関する取扱い第3第2項第2号関係  
命課の日において長期療養中の者または、1年間に私傷病等により勤務していない期間が4分の1以上ある者又は命課の日の1ヶ月の期間について全日におわって傷病等により勤務していない者を除く趣旨

石狩市立小学校及び中学校における事務主幹の命課基準に関する取扱い  
(平成23年5月26日教育長決定)

#### 3 命課基準等

(1)~(3)省略

(4) 命課の日の属する年の4月1日における年齢が **53歳以上** であること。

市町村立の小学校及び中学校の事務主幹の人事異動に関する取扱い  
(平成23年5月26日教育長決定)

#### 異動の方針

事務主幹である者又は事務主幹名か候補者を人事異動により市町村教育委員会が指定した配置学校に配置する。

他は省略

配置数と配置学校の指定 毎年度4月1日現在

市町村ごとに1名+市町村ごとの小・中学校が10校超えるごとに1名加算。

配置学校の指定

市町村教育委員会は、学校規模等を勘案し中心多岐な役割を担っている学校など、事務主幹の配置の目的が達成される学校を配置学校として指定するものとする。

石狩市立学校管理規則の一部改正する規則

改正後

事務主幹 第6条 2 事務主幹を置く学校は、教育長が定める。

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

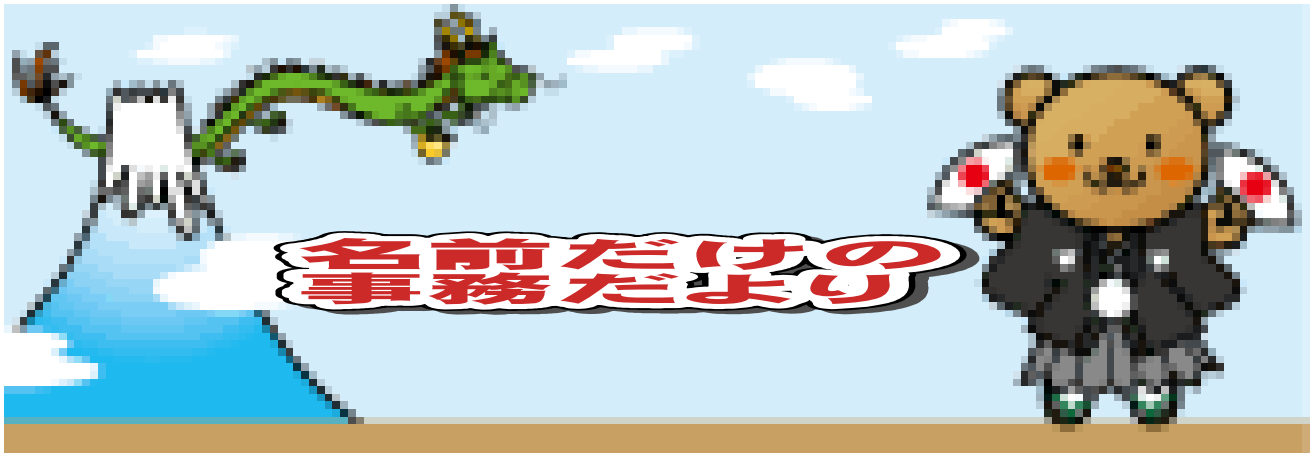


だからどうなのだというと、

石狩市立学校管理規則改正により、**花川中学校**が事務主幹指定校に決定的となりました。

つまり、事務主幹に発令される人が来ると言うことで、おまえは必要なしということです。

このように、社会の動きによって、小中学校もこうなりました。



平成23年度  
11号

1月20日 (金曜日) 給与支給日  
( 1月17日 ) 配布

花川中学校  
事務職員

あと 2



明治 145年 }  
大正 101年 } = 平成 24年  
昭和 87年 }

民間では反対が多い  
“公務員の定年延長”

もしも、現状のままで定年延長がなかったら!!!

まだまだ先の話と  
思っていませんか。

自分には関係ない  
どうでもいいや  
本当に良いのかな?

60歳 | 61歳 | 62歳 | 63歳 | 64歳 | 65歳

現状					
S28. 4. 1生まれまで					
平成25(2013)年度～					
S28. 4. 2以降生まれ					
平成28(2016)年度～					
S31. 4. 2以降生まれ					
平成31(2019)年度～					
S34. 4. 2以降生まれ					
平成34(2022)年度～					
S37. 4. 2以降生まれ					
平成37(2025)年度～			空白期間		
S40. 4. 2以降生まれ	定年年齢				

共済年金支給年齢(報酬比例部分)  
※老齢基礎年金はすでに65歳支給

空白期間  
貴方ならどうしますか?。



おまけ  
昭和〇〇年(生まれた年)+今年の年  
齢を足すと、今年が昭和に換算して



# 名前だけの事務だより

平成23年度 2月21日（火曜日）給与支給日 花川中学校  
 12号 （2月17日）配布 事務職員  
 今から、76年前の2月26日、皇道派の将校による事件の時と同じ 閏年 いよいよ 1  
 兵に告ぐは、29日に発せられている。



⊕ 教員免許更新  
 忘却しないように

♪♪該当者は貴方達♪♪

昭和33年4月2日から昭和34年4月1日生
昭和43年4月2日から昭和44年4月1日生
昭和53年4月2日から昭和54年4月1日生

更新受講期間	平成24年2月1日から平成26年1月31日まで
--------	-------------------------

あっという間に、受講期間は過ぎ去っていきますので、早めに受講をしましょう。

★ 免許状更新講習の修了認定を受けなかった場合、教員は失職するのですか。

## 教員免許状が失効し、教員の職を失うことになる。

免許状更新講習の修了確認状況調査より 平成22年度分(平成23年4月1日 延長者は6月1日)  
 修了確認期限までに申請を行った者 93,917名(99.4%)  
 うち、修了期限までに修了確認等がなされた者 93,615名(99.08%)  
 修了確認期限(3月31日)をもって免許状が失効した者 92名(0.1%)  
 延長の経過後の状況  
 修了確認等がなされた者 93,898名(99.38%)  
 修了確認等がなされなかった者 590名(0.62%)  
 修了確認期限経過以前に辞職し、免許状が失効しなかった者 492名(0.52%) 北海道10名  
 ※免許状が失効した者 98名(0.1%) 北海道 0名  
 北海道 公立



小中高  
 校他

教職員数	修了確認済	免除の認定済	2ヶ月の延長申請	左記以外の延長申請	3/31以前に辞職	2ヶ月の延長申請	修了前に辞職
3,844	2,451	1,079	39	267	8	37	2

☆ 講習を受ける際の服務上の位置付けはどうなるのでしょうか。

免許状の有効期間の更新は個人の資格にかかるものだが、服務監督権者の判断で職務専念義務の免除することはできると考える。

ただし、授業時間のある時間帯において職務専念義務を免除することは適切でないと考えている。

文部科学省 教員免許更新Q&Aより

# 名前だけの事務だより



平成23年度 12月9日（金曜日） 手当支給日  
9号 （12月7日） 配布

花川中学校  
事務職員

北海道の給与改定 月例給でマイナス0.26%

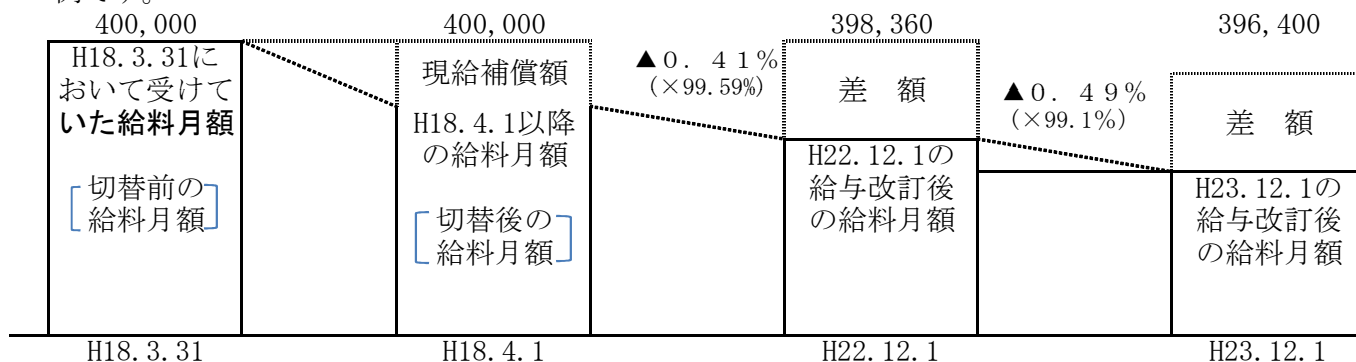
教育職2級097号俸から減額となります。（おおよその年齢は、41歳ぐらいの人から該当）  
最大の減額%の-0.5については、133号俸以上の人（おおよそ50歳以上）

## 給与の減額改定のない号俸

2級1号俸から96号俸 教諭  
特2級1号俸から60号俸 主幹教諭  
3級1号俸から52号俸 教頭

この範囲以外の方は減額

例です。



## 給与の独自削減措置に係る改正 (学校職員給与条例附則第34項関係)

給料については、独自削減措置として、平成20年4月1日より平成24年3月31日までの間に限り、本則に定められている額に一般職員は100分の92.5、管理職員は100分の91を乗じて得た額が支給されている。（学校職員給与条例附則第21項）

平成23年12月1日から平成24年3月31日までの間は、上記の給料月額に係る独自削減措置の率を0.5%緩和するもの。

条例改正に伴う経過措置(制度的調整)

4月から11月までの改定分を平成23年12月期末手当で減額調整する。



裏に続く

調整の方法

$$\text{○ 12月に支給する期末手当の額} = A - (B + C)$$

A 改正後の給与条例の規定により算出した12月期の期末手当の額

B 平成23年4月1日において職員が受けるべき給料等の合計額 × 調整率 (0.34%) × 8 (4月から11月まで)

C 平成23年6月に支給された期末・勤勉手当 × 調整率 (0.34%)

※ 制度的調整の対象とする「給料等」

給料の調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特勤手当、へき地手当及び教職調整額

勤勉手当に係る成績率

成績区分	成績率	
	一般職員	再任用職員
特に優秀	100分の79	—
優秀	100分の72.5	—
良好	100分の66	100分の32.5
良好でない		
戒告の処分を受けた場合	100分の52	100分の28
減給の処分を受けた場合	100分の43	100分の23
停職の処分を受けた場合	100分の33	100分の18.5
訓告その他の矯正措置	100分の56.5	100分の30.5
無断欠勤		
勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られた場合	100分の61	100分の30.5

加算額

(給料+給料に対する地域手当) × 加算割合 = 加算額 地域手当については、石狩市はなし。

加算割合

加算割合	20%	15%	10%	5%
給料表				
行政職給料表	10級・9級・8級	7級・6級	5級・4級	3級
教育職給料表	4級 (人事委員会が別に定める職員)	4級 (左以外のもの)  3級 (人事委員会が別に定める職員)	3級 (左記以外のもの)  特2級 2級 (新大4卒・経験24年以上)	2級 (新大4卒・経験8年以上)

※平成20年6月から平成23年12月までの間に限り、役職別加算額に3分の2を乗じて得た額とする。

